

# 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき 講すべき措置について

(答申素案)

平成25年12月  
鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

# 中央環境審議会 自然環境部会 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

## 検討の経緯

平成25年 5月13日	第1回小委員会（現状と課題等）
5～6月	現地調査（知床、丹沢）
6月10日	第2回小委員会 (関係団体ヒアリング等)
6月28日	第3回小委員会 (関係法令、特定計画等)
8月7日	第4回小委員会（主な論点等）
9月10日	第5回小委員会（講すべき措置）
10月16日	第6回小委員会（講すべき措置）
11月6日	第7回小委員会（答申素案）
11月18日 ～12月17日	<パブリックコメントの実施>
12月24日	自然環境部会（答申素案の中間審議）
平成26年 1月予定	第8回小委員会（答申案）
	自然環境部会（答申） ※予定

## 小委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

### 臨時委員

○:委員長

- 石井 信夫 東京女子大学現代教養学部教授  
尾崎 清明 (公財)山階鳥類研究所副所長  
小泉 透 (独)森林総合研究所研究コーディネータ  
染 英昭 (公社)大日本農会会長、  
(土壤農薬部会) (公財)中央果実協会副理事長  
高橋 徹 (一社)大日本獵友会総務委員会委員長代理

### 専門委員

- 磯部 力 國學院大學法科大学院教授  
坂田 宏志 兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授  
(兵庫県森林動物研究センター主任研究員)  
汐見 明男 全国町村会政務調査会財政委員会委員長  
(京都府井手町長)  
羽山 伸一 日本獣医生命科学大学獣医学部教授  
福田 珠子 全国林業研究グループ連絡協議会副会長  
三浦 慎悟 早稲田大学人間科学学院教授

# 鳥獣被害の現状

- ▶ 野生鳥獣による生態系、農林水産業、生活環境被害が、拡大・深刻化

## ニホンジカによる生態系への影響



- 樹皮を食べることで樹木が枯死し森林が衰退
- 地表に生える植物を過度に食べ、生態系が単純化
- 全30国立公園のうち20の公園に被害

樹皮剥ぎによる森林衰退（剣山国定公園）



2002年

わずか数年で  
風景が激変

2008年

※ともに高知県鳥獣保護課提供

高山帯のお花畠の消失（南アルプス国立公園 塩見岳）



1979年

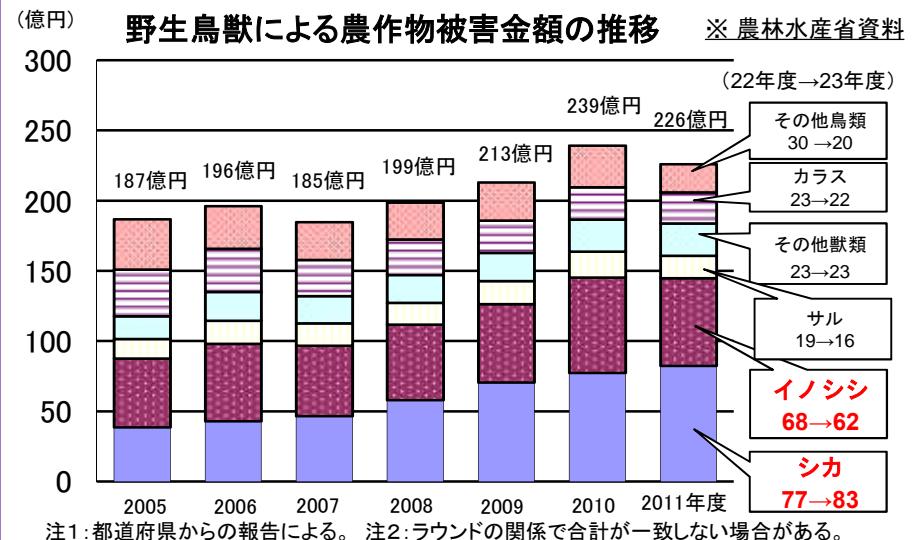
※増沢武弘氏撮影

2009年

※鶴飼一博氏撮影

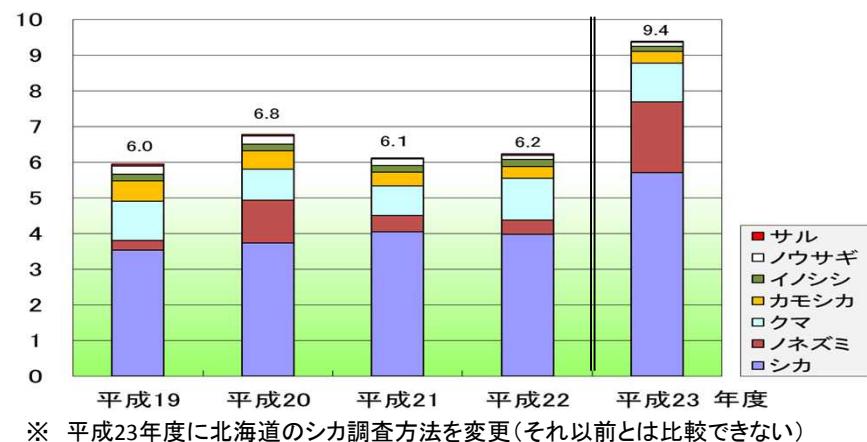
- 集落に出没した鳥獣による住民のけがの発生や、列車・自動車事故等の生活環境被害の増加
- 森林が持つ水源涵養や国土保全機能の低下

- 農作物被害額：年間200億円前後で高止まり
- 森林被害面積は年間9千ha（シカ被害が顕著）



野生鳥獣別森林被害面積

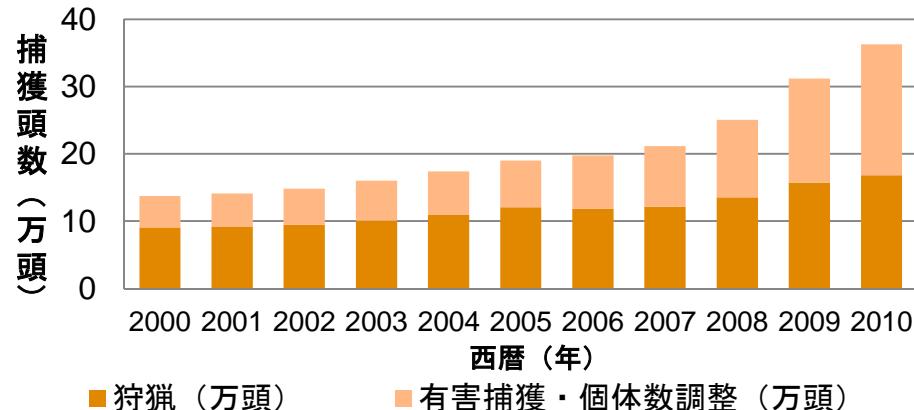
※ 林野庁資料



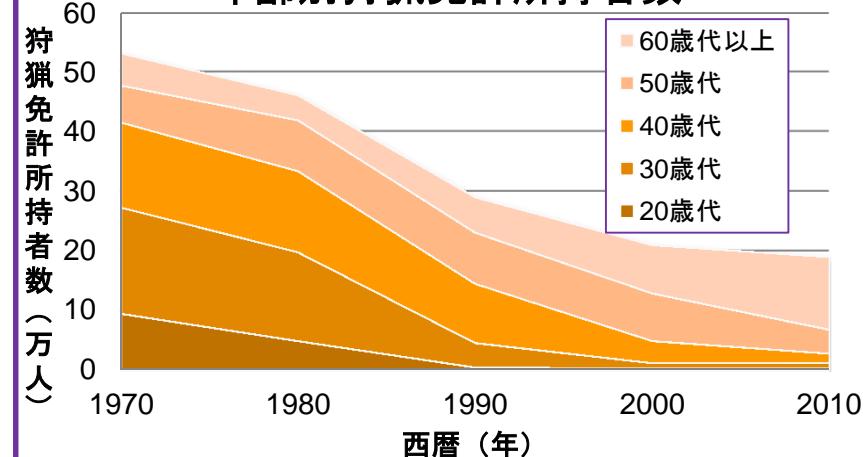
# 鳥獣被害対策の課題

- ニホンジカ等の生息域拡大と個体数増加、狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手不足

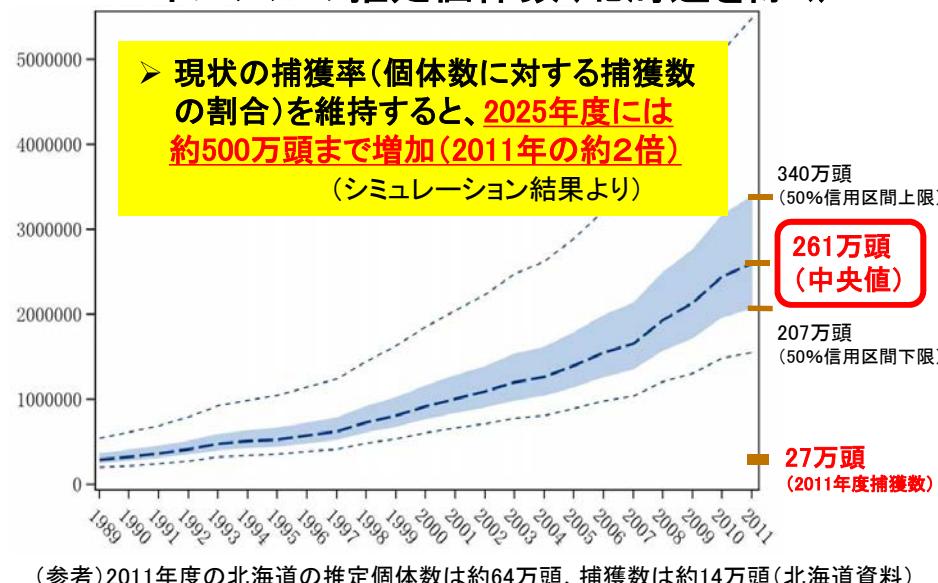
## ニホンジカの捕獲頭数



## 年齢別狩猟免許所持者数



## ニホンジカの推定個体数(北海道を除く)



## 現在実施している主な対策

### ①担い手確保対策

- 狩猟者を増やすためのフォーラムの開催
- 地域ぐるみの捕獲を進める研修会の開催

### ②効果的な捕獲の推進

- 鳥獣保護管理の専門家の**人材登録事業**
- 行政担当職員を対象とする**研修**
- 大量捕獲手法の検証** (高度な射撃技術、大型囲いわな等)

### ③国立公園等におけるニホンジカの捕獲

(例:知床国立公園では、  
2011年度は856頭捕獲)



大型囲いわなによる捕獲  
(知床国立公園)

# 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について(素案)

- 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化等が急務

● 今後講すべき措置について中央環境審議会に諮問(平成24年11月)。自然環境部会「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において検討。

## 鳥獣管理の充実

- 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考え方から、積極的な「管理(マネジメント)」に転換。

### 鳥獣管理体制の強化

- シカ等の捕獲を行う事業者を認定する制度を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。
- 地域の若い捕獲従事者を確保する観点からわな猟・網猟の免許取得年齢(現20歳以上)を引き下げ

### 都道府県等による捕獲の強化

- 全国的に被害が深刻化しているシカ等について、都道府県や国が捕獲事業計画を策定して事業を実施

※捕獲事業に係る規制緩和の例

- 捕獲許可を不要とする
- 夜間の銃による捕獲を可能とする  
(認定事業者が行う場合)

### 被害防止のための捕獲の促進に向けて

- 国が、シカ等の個体数の調査や都道府県の取組の評価を行う等、都道府県に対する指導力を発揮
- 被害の状況や捕獲の意義・必要性について国民の理解を醸成

- 現在、答申素案のパブリックコメント結果を取りまとめ中。1月頃の中央環境審議会にて答申予定。  
⇒ 答申を踏まえて、鳥獣保護法の改正も含めた対策の強化を検討。